

27 防火管理義務対象物

【関連章第7章10】

事例 「店舗従業員が協力し消火器で初期消火に成功した火災」

出火時分 5月 13時ごろ

用途等 複合用途（飲食店、物品販売店舗等） 耐火造 8/3 延 49,000 m²

防火管理 該当選任あり 消防計画あり

被害状況 建物ぼや1棟 テーブルタップ2個、アダプタ1個等焼損

概要

この火災は、複合用途建物の3階店舗でテーブルタップから出火したものです。

出火原因は、店舗内で使用していたテーブルタップに差し込まれたアダプタのプラグ部分でトラッキング現象が発生し出火しています。

店舗の従業員は、店内を歩いていたところ、テレビ売り場のボード付近に置かれているコンセントの収納箱から炎が上がっているのを発見したため、すぐに店内に設置されている強化液消火器で初期消火を行い消火に成功しています。その後、防災センターに火災報告を行い、現地を確認に来た警備員が自身の携帯電話から管轄消防署へと通報を行っています。

教訓等

この火災は、店舗の営業中に発生し、店舗内には来店していた客もいたことから、万が一、延焼拡大していたら被害は甚大なものになっていた可能性もあります。

従業員がいち早く火災に気づき、迅速に初期消火を実施したことで被害は最小限に食い止められており、普段の自衛消防訓練の効果が表れたものだと考えられます。

防火管理義務対象物の関係者は、万が一の際に迅速な通報や初期消火、的確な避難誘導が行えるよう自衛消防訓練を適宜行い、正しい知識や技術を身につけましょう。



写真 27-1 焼損箇所の状況

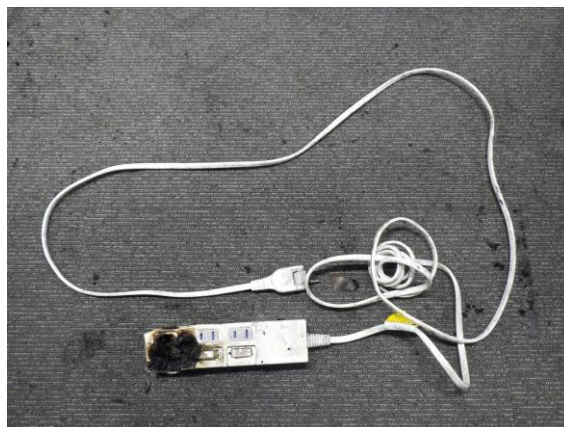


写真 27-2 焼損したテーブルタップ等の状況